

高井・岡芹法律事務所 海外情報

2019年 No.79 春風号

< 巻頭言 > ～ペリー提督の慧眼～

岩波書店から「日本遠征記」と言う文庫が出版されている。英文の原題は「Narrative of ～」で始まっており、「物語」とでもいうべきか。この「物語」はペリー提督の指示により、歴史家にして牧師であるホークスが編纂し、アメリカ議会に提出された。

久しぶりに読むと、海外の科学技術を本格的に導入する以前に、日本人が固有のものとして持っていた「ものづくり」の資質や情熱を感じさせる記述があったので、ご紹介したい。

箱館（当時の表記）訪問の印象として、こう記している。

「实际的及び機械的技術において、日本人は非常な巧緻を示している。そして彼等の道具の粗末さ、機械に対する知識の不完全を考慮するとき、彼等の手工業の技術の完全なことはすばらしいものようである。日本の手工業者は世界に於ける如何なる手工業者にも劣らず錬達であって、人民の発明力をもっと自由に発達させるならば日本人は最も成功している工業国民に何時までも劣ってはいないことだろう。（中略）彼らは間もなく最も恵まれた国々の水準まで達するだろう。日本人が一旦文明世界の過去及び現在の技能を所有したならば、強力な競争者として、将来の機械工業の成功を目指す競争に加わるだろう。」

彼らから見て、粗末な道具だけで、巧妙な細工を仕上げる高い技能に驚きながら、日本が西洋の機械技術を学ばば、やがて強力なライバルとして台頭してくるだろうと予見している。江戸末期の日本人の手工業を瞥見して、その後の科学技術の発展を予見したことは、正に「ペリー提督の慧眼」と言ってよい。

近年、技能五輪国際大会での日本の成績不振を見るにつけ、先人の到達していた高みを実感し、改めて「ものづくり」の再現を呼びかけたいと思う。

（文：会長弁護士 高井 伸夫）

< 法改正 > ～中国個人所得税の改正概要～

中国《個人所得税法》が改正され、2019年1月1日より正式施行されました。今回の法改正は所得税額の算定方法変更や所得控除項目の新設など、実務に対する影響が非常に大きいといえます。以下、主な改正点を説明します。

1 所得税額計算方法の変更

(1) 算定期間及び税率表の変更

従前、月単位で行われていた税率表は月単位の給与額を基準として定められており、毎月の給与額に対し、当該税率表を用いて税額を計算していました。しかし、今回の法改正に伴い、所得税額は年間所得を基準として計算されることになりました。税率表も年間給与額を基準とするものに修正されました。

具体的な税率表は以下のとおりです。

(旧税率表)

等級	月度課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	(元超)	(元以下)		
1	～	1,500	3	0
2	1,500	～ 4,500	10	105
3	4,500	～ 9,000	20	555
4	9,000	～ 35,000	25	1,005
5	35,000	～ 55,000	30	2,755
6	55,000	～ 80,000	35	5,505
7	80,000	～	45	13,505

(新税率表)

等級	年間課税所得額		税率 (%)	速算控除額 (元)
	(元超)	(元以下)		
1	～	36,000	3	0
2	36,000	～ 144,000	10	2,520
3	144,000	～ 300,000	20	16,920
4	300,000	～ 420,000	25	31,920
5	420,000	～ 660,000	30	52,920
6	660,000	～ 960,000	35	85,920
7	960,000	～	45	181,920

2019年1月1日以降の所得税額計算は、上記の新税率表を用いて行われることになります。

「年間課税所得額」は月額給与（基礎控除額を控除した金額）を累計して算出するため、月が進むにつれて段階的に税率が高くなっていきます。したがって、額面金額に変更がなければ、年末に向かって、徐々に手取り額が減少していくことになります。

例えば、月額15,000円の場合、1カ月あたり基礎控除額5,000円を控除して算定（注；現実には、次項で説明する所得控除も踏まえた金額を基準に算定するものと思われます）すると、1月、2月及び3月の税率は3%ですが、4月になると税率が1

0%になります。

(2) 「総合所得」の導入

これまでの個人所得税法では、所得毎に税額計算していましたが、今回の法改正に伴い、賃金・給与所得、役務報酬所得、原稿料報酬所得及び特許権使用料所得を「総合所得」として合算して、税額を計算することになりました。

2 所得控除項目の新設

これまでの個人所得税法では、基礎控除及び社会保険（住宅積立金含む）控除以外に所得控除項目はありませんでした。しかし、今回の改正で新たに6種類の所得控除項目が追加されました。

(1) 子女教育費

納税者が子女教育費（3歳の学前教育から博士課程の学校教育まで）を支出する場合、子女1人当たり毎月1,000元（年12,000元）を所得から控除することができますようになりました。進学先は中国国内に限らず国外の学校も対象となります。

なお、夫婦が共働きの場合、両者の所得から各500元を控除することもできますし、いずれか一方のみから1,000元を控除することもできます。

(2) 継続教育費

納税者自身が特定の学校教育等に関連する費用を支出する場合、4年を上限として毎月400元（年4,800元）を所得から控除することができます。

(3) 高額医療費

納税者が1納税年度内で15,000元を超える医療費（自己負担分に限る）を支出した場合、80,000元を上限として所得から控除することができます。具体的には、年度末に本人が確定申告をする必要があります。

(4) 住宅ローン利息

納税者又はその配偶者が中国国内に住宅を購入し、住宅ローンを支出する場合、1軒目の住宅に限って、20年を上限に毎月1,000元（年12,000元）を所得から控除できるようになりました。なお、原則として夫婦のいずれか一方のみが適用対象となります。また、2軒目以降の住宅は対象外です。

(5) 家賃

納税者が家賃を支出する場合、居住地に応じて毎月800元～1,500元（年9,600元～18,000元）を所得から控除できるようになりました。なお、住宅ローン利息控除との併用は認められません。

(6) 高齢者扶養費

納税者が60歳以上の父母を扶養している場合、毎月2,000元（年24,000元）を所得から控除することができます。被扶養者となる父母の人数にかかわらず、控除額は一定です。他方、納税者が一人っ子ではない場合、兄弟姉妹にて月2,000元を分割（ただし、一人当たりの月額上限は1,000元）することができます。

（文：上海代表処首席代表弁護士 五十嵐 充、同中国律師 沈 佳歡）

＜外国人雇用について⑦＞ ～新在留資格—特定技能～

2019年4月1日より、新たな在留資格として、特定技能制度が新設されました。この新制度では、これまで就労が認められなかったいわゆる単純労働について、外食、介護、宿泊業等の14業種に限り、認められることになりました。

特定技能には1号と2号があり、1号は上限5年までで家族滞在不可、2号は回数制限なく更新可能で家族滞在も可という違いが設けられています。

特定技能の在留資格を取得するためには、一定の技能水準及び日本語能力水準を証明するための試験を受験するか、技能実習2号から移行する（技能実習2号の修了により、試験が免除される）ことが必要になります。この試験については、これまで技能実習制度が設けられていなかった、外食、介護、宿泊の3業種は2019年4月より実施予定であり、他の業種についても、2020年3月までに実施が予定されています。

なお、試験の実施国は、当面は中国、ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ミャンマー、ネパール、タイ、モンゴルの9カ国の予定です。

（文：東京海外室 弁護士 高 亮）

＜海外室の窓から＞ ～青島の港で～

遙か昔、山東省の青島に出張した時のことだった。

私の乗ったタクシーは、フェリー乗り場の前で止まった。そこで、メーター通りの金額を主張する私は、数百元を主張する運転手と長い口論となった。

私はメーター通りに払い、面談したばかりの開発区幹部の名刺と分厚い資料を空中に放り投げて、「青島の投資環境は素晴らしいとの説明だったが、でたらめだ！」と大声を上げ、乗船待合室に急いだ。

暫くすると、その運転手が、待合室に入って来たではないか。喧嘩を覚悟したところ、彼は「済まなかった。この資料を返したい。」と、手に一杯の資料と名刺を差し出した。そこで押し問答が続いた。

そこに、杖を曳いた白髪瘦身の男性が近づいてきた。「日本の友人よ、不愉快なこともあったと思う。私もお詫びする。どうか、資料を受け取ってくれないか。」

もう断れない。運転手から資料を受け取って握手し、仲裁の男性にも丁重に礼を述べて船に乗った。春の日の薄暮の頃だった。

（文：東京海外室 顧問 吉田 能明）

発 行 高井・岡芹法律事務所 海外室 東京都千代田区九段北 4-1-5 市ヶ谷法曹ビル 902

TEL:03-3230-2331 FAX:03-3230-2395 <http://www.law-pro.jp/>

高井・岡芹法律事務所 上海代表処 上海市人民路 998 号 金天地国際大廈 1205 室

TEL:021-6326-3726 FAX:021-6326-3736 e-mail:nobuo@takai-shanghai.com